

2009/12/8

東京都地域消費者団体連絡会

寺田かつ子

奥田 明子

1 . 団体のこれまで

1) 学習から運動へ

戦後私たちは社会人になり、結婚して家庭を持ち子育てに専念しました。戦争体験者の私たちは、二度とそんな時代にならないようにという強い思いを持っていました。平和の有難さをかみしめていたのです。

子育てと共に、PTA活動から社会教育で行われていた婦人学級で学び、生活学校で学びました。そういう下地があって、運動へと歩を進めたのです。

丁度その頃、1968年、消費者保護基本法も制定され、東京都もそれに応じて消費生活に関する活動も活発化、消費者リ・ダ・養成講座も度々開かれました。今は亡き正田彬先生も「消費者よ手をつなげ」と度々呼びかけてくださり、私たちも若かった。呼応するように各区で続々と「消費者の会」が産声を上げました。

私は杉並区で、都の「経済モニタ - (現在消費生活モニタ -)」経験者の名簿により会の結成を呼びかけました。正に学習から運動へと言うこととなります。

2) 行政が動いた事例

現在、協働とよく言われるが、始めの頃は行政が導いてくれることが多かったのです。運動を起こすにも、場所も必要であり、費用もかかります。それには行政の手助けが欠かせず、また、指導をお願いするにしても、どなたにお願いすれば良いかわからず、その経験も乏しかったのです。私たちはこうしてほしいのだという意見を度々都にも国にも伝えるに行きました。知事室にも、国会にも私たちの仲間は「有楽町や霞ヶ関への定期が必要」といったものです。それほど足しげく「意見具申」に都議会各党事務所、知事室、国会の各党に書面を渡してまわりました。

東京都は「東京都消費生活対策審議会」が開かれ、消費者団体も大学の先生方に混じって委員として参加させていただきました。そんな中で国より早く消費生活条例の中に、8条(申し立てをした時は必ず都からの答えを返す)の条文があり、これを私たちは度々利用させていただきました。

3) 事業者との関わり

私たちには、足があります。即ち各地域の団体が一緒に動くことが出来ます。行政だけでなく、企業、事業者が実際に動いてくれなければ、改革は出来ません。事にあたっては都内各地の様子を調査したり、話し合いをしたりするその相手は事業者です。例えば、ス・パ・のチェック(商品の表示であったり、包装であったりを調査)しては、その結果を持って話し合いをする。

表示が改善されたり、過剰包装が姿を消したり、発砲スチロールの白色トレイが業者により回収されているのもその成果です

4) いま、大切と考えていること

現在振り返ってみると、この40年余り、いろいろの運動を繰り広げて来ましたが、少しも現状は変わっていない。表示の不完全なもの、不安な食品添加物もなくなっていない。その上虚偽の表示に、始めから騙してかかる商法まで横行する世の中です。消費者一人ひとりがしっかりと学習する必要が、今ほど求められる時はありません。それには、小さい時から消費者として知っていなければならないことをしっかりと身に付けて大きくなってほしい。「消費者教育」を小学生から教えることに先生だけで手が回らないなら、私たちもお手伝いをします。また、各地域には消費者一人では解決できない問題を抱えたとき、すぐに駆け込める「消費者センタ - 」設置を法律でも定めて頂くことです。

2 . 東京都地域消費者団体連絡会の現況

1) 組織

参加団体 15

部組織 食品部 医療部 環境部 包装部 調査部 広報部

運動方針決定組織

- ・各参加団体より選出の中央委員による中央委員会（月2回開催）
- ・中央委員会より選出の役員（8名）による役員会（月1回開催）
- ・役員および各部の部長による拡大役員会（月1回開催）

2) 活動状況

「消費者からみた情報展」 毎年7月始め開催

「原爆写真展」 毎年8月開催

東京都消費者月間行事に参加

「レジ袋辞退調査」毎年10月5日に実施

「暮らしの包装商品展」隔年実施に参加

「全国消費者大会」に参加

「国民生活センターフォーラム」に参加

農水省各種調査に協力（食品ロス調査等）

部活動

他団体との連携

その他随時問題

3) 組織の問題点

会員の高齢化ならびに減少による起動力の弱体化

事務所、事務局を置けないこと

4) 組織からの提案・要望

自治体職員への教育が必要

- ・協働の意味
- ・リスクコミュニケーションの意味
- ・消費者団体やNPOへの理解

団体の育成

団体への支援

- ・情報の収集
- ・テスト
- ・相談
- ・団体の活用